

令和5年第10回教育委員会会議定例会 議事録

午後 1時30分開会

1 日 時 令和5年10月26日(木)

午後 2時00分閉会

2 場 所 第1・2委員会室

3 出席者 高田教育長、浅野教育長職務代理者、西川委員、有田委員、平田委員

4 説明員 沖本教育次長兼総務学事課長、富本参事兼人事管理担当課長、  
大橋教育指導担当課長、山口総務学事課教育総務係長、  
木原総務学事課教育総務係主任

5 会議事件

付議案件

報告・協議 広島県公立学校教職員人事異動方針について

○高田教育長 ただいまから、令和5年第10回竹原市教育委員会会議定例会を開会いたします。

はじめに、報告・協議「広島県公立学校教職員人事異動方針について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○富本参事 報告・協議「広島県公立学校教職員人事異動方針について」でございます。議案書1ページと2ページの方針をご覧ください。広島県公立学校教職員人事異動方針が出されました。今年度の広島県公立学校教職員人事異動方針も平成30年度から適用されている方針が引き続き適用されます。ですので、例年説明させていただいている内容となりますが、改めて県費負担教職員の人事異動等の手続きについて説明いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条に市町村教育委員会の内申という項目がございます。都道府県教育委員会は、市町村委員会の内申をまって、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとする。第2項では、都道府県教育委員会は、内申が県費負担教職員の転任に係るものであるときは、

当該内申に基づき、その転任を行うものとする明記されております。県費負担教職員の任免その他の進退につきましては、各市町教育委員会が県教育委員会に内々に申し述べることになっており、県教育委員会はその内申に基づいて転任等を行うものです。続いて、具体的な日程について説明します。今年度は例年よりも一カ月程度前倒しで人事の書類等の提出が進められておりますが、例年の具体的な日程についてお話しします。管理職人事につきましては、2月上旬ごろです。管理職以外の一般教職員の人事異動については3月初め頃、この頃に市教育委員会、これは教育長名で内申を作成し、県教育委員会に提出いたします。県教育委員会は市教育委員会の内申を受けて、県費負担教職員の任免その他の進退及び転任について、3月中旬ごろ各市町教育委員会に対して内示を行います。その内示を受けまして、直ちに各校長に校長内示を行い、校長はその内示を受けて、本人に内示を行うという流れになっております。教職員の異動につきましては、皆様ご存じのとおり、新聞発表で一般に公表されます。例年お願いをしておりますように、事前に人事の情報が外部に出してしまうと、広島県全体で人事の動きにストップをかけざるを得ない状況になりますので、新聞発表が行われるまでは、教育委員会会議の場に出てきません。県費負担教職員の人事に係る内容につきましては守秘義務の厳守をお願いいたします。それでは続きまして、議案書2ページにあります広島県公立学校教職員人事異動方針について御説明いたします。本方針は、教職員の人材育成を積極的に推進するとともに、意欲を持ち特性や能力を十分に発揮し、組織として機能する学校づくりに向け、全県的視野に立って計画的に適材を適所に配置し、人事の刷新を図る目的で、広島県教育委員会が示したものでございます。まずは、人事配置についてです。一点目は、広域人事の推進についてでございます。全県的な視野に立って適材を適所に配置する。とりわけ、同一市町に長期間在職する者の他市町への配置換を積極的に推進するとあります。二点目は、同一校在職期間の適正化についてです。同

一校勤務10年以上の者は、特別の事情のない限り配置換をいたします。同一校勤務6年以上10年未満の者は、積極的に配置換を行います。同一校勤務6年未満の者も配置換の対象としますが、短期間、同一校勤務3年未満での配置換は、原則として行わないとしております。三点目は、人事交流の推進についてです。小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の校種間異動、複数校兼務などを推進していきます。とりわけ、小学校・中学校・義務教育学校間、中学校・義務教育学校・高等学校間及び特別支援学校・他校種間の計画的な人事交流を積極的に推進するとあります。また、国、他県、広島市の学校及び広島市以外の市立高等学校並びに行政機関との交流を積極的に推進するとあります。四点目は、新規採用教職員の計画的配置及び異動についてです。新規採用教職員につきましては、その基本的な資質と力量を培う観点に立って、計画的な配置を行います。また、新規採用後、同一校に4年以上勤務する者については、原則として他市町へ計画的に配置換するとあります。続きまして、管理職人事についてでございます。一点目は、管理職の任用と配置についてです。管理職は、教職経験の有無や年数にとらわれることなく、人物、識見、意欲、管理・指導能力、勤務成績等について長期的かつ総合的に評価し任用されます。また、各学校の状況や課題を踏まえて適材を適所に配置するため、広域にわたる人事異動を積極的に推進するとあります。管理職も小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の校種間異動も推進しております。二点目は、女性の管理職任用についてです。管理職への女性の任用を積極的に推進するとあります。最後に、校長意見の尊重及び市町教育委員会との連携等についてです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の趣旨を踏まえ、より一層適正な教職員の人事管理を進めるとともに、校長の意見を尊重し、市町教育委員会との緊密な連携のもとに、計画的に適材を適所に配置するとあります。以上の方針を踏まえまして、県費負担教職員の人事異動を進めてまいりますが、これは全体の大枠としての方針

でありますので、竹原市内の学校の全体的なバランスや各学校内における年齢構成、男女の構成、研修実績等のバランス、そして次年度の学校経営の方向性も考慮しつつ、併せて個々の先生方の生活等の状況も配慮しつつ、適材適所の視点で進めてまいりたいと思っております。

○高田教育長

これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○西川委員

2点お願いしたいんですけど、1点目は教育委員会の先生方も現場に管理職で戻られる例が多いと思うんですけど、教育委員会の先生方の人事異動に際して2ページの方針が該当するのかどうか、あともう1点は学校運営協議会からこういう先生に来てもらいたいんだとか、今こういう課題があるんじゃないかとか、先生の異動について校長先生、現場の先生方に対して要望が出た事例がこれまでにあるのか2点、よろしくをお願いします。

○富本参事

1点目の教育委員会事務局の学校現場からきている割愛人事の職員につきましては、方針に行政との交流も積極的にとありますので、我々事務局職員についても基は県費負担教職員ですので適用されますし、計画的に学校から行政へ交流ということも進めてまいりたいと思っております。2点目の学校運営協議会の機能としてあります教職員の配置についての御意見をいただくということについては、事例はあります。とは言いましても、以前にも説明したかもしれませんが、A先生を転任させてくれとかどここ小学校のB先生をうちへという要望・意見はございません。次年度の学校経営に関して学校運営する上で、例えば体育指導に長けた教員とか学校全体で英語教育を進めていきたいので英語の免許を持った教員をとというような形で要望は出てまいります。それは学校運営協議会の意見ですので、最終的には校長の意見ということで、校長と共にその意見をもって学校運営協議会長が教育委員会の方に話をしに来るということです。それは任命権者に対する意見ですので、竹原市教育委員会に対する意見ではなく、広島県教育委員会に対する意見ですので、こちらからお伝えするという形でやっております。

○西川委員 方針として学校運営協議会の方の意見が出ても、校長権限があるので校長先生の裁量だと思うんですけど、今後、学校運営協議会の方もいろんな突っ込んだ御意見が出る可能性もあろうかと思えます。その際に、ケースバイケースだと思うんですけど、積極的に傾聴して意見を尊重しようなのか、意見が出てももう完全に現場の校長裁量でいくのかというスタンスなんでしょうか。

○富本参事 基本的には、学校運営協議会の皆さんは校長先生の学校運営の応援団です。校長が次年度に向けての学校方針を作り、それに沿って学校運営協議会の方々も協力しながら意見を出していく中で教職員の配置についても意見できますので、校長の思いとは全く違うような意見が出てくることはあまり想定できないと考えております。

○平田委員 2 管理職人事の(1)管理職は、教職経験の有無というところで、教職経験がなくても管理職になることもあるんですか。

○富本参事 学校管理職の登用については、教職経験の有無に関わらず、例えば一般企業の方を登用していくということもありますので、竹原市ではそういった事例は過去なかったと思いますが、県内においては実際に一般企業の方が校長として学校運営に関わるということもございました。

○高田教育長 少し付け加えますと、今参事が言いましたように竹原市の義務教育関係ではなかったですが、竹原高校に広島銀行の支店長をされた方が校長としてこられた例はあります。あの頃は、是正指導の後、硬直した学校体制の中に民間の考え方を活用しようというので、広島銀行さんから何人か支店長クラスの方を面接して採用して、近いところでは竹原高校、商業科がありますので、そういったこともあって配置をされました。県の教育長も横浜で教職経験はない民間の方ですけど、中学校の校長をされていましたし、あと県内の義務教育関係で言えば、県教委の職員が中学校の校長をした事例がありますし、県立学校も高等学校の校長を県教委の先生系ではない職員が校長をした事例がありました。今はもうないですが、要は校長等の力

量があると認められる者と法律の中にあつて、それを任命権者が面接等で判断して、任用することがあります。

○高田教育長      本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。以上をもちまして令和5年第10回竹原市教育委員会会議定例会を閉会いたします。

令和5年10月26日      午後2時00分閉会